

廃棄物をめぐる裁判例

第2回 大量に廃棄物を堆積する行為が不動産侵奪罪に当たるか

今回は他人の土地に大量に廃棄物を堆積させた行為が刑法 235 条の2の不動産侵奪罪に当たるとされた刑事事件をご紹介します。

最高裁判所平成 11 年 12 月9日決定 (判例時報 1698-160)

【事案の概要】

本件土地の所有者であるA社は、振り出した小切手が不渡りとなったことから、債権者の一人であるB社の要求により、B社に本件土地とその土地の上の建物の管理を委ねた。B社が取得した権利は、地上建物の賃借権及びこれに付随する本件土地の利用権を超えるものではなかった。その後、この権利をB社はC社に譲り渡した。このころ、A社は、代表者が家族ともども行方をくらましたため事実上廃業状態となった。被告人甲は、C社から本件土地及び地上建物についての権利を買い受け、本件土地の引渡しを受けた。その後、甲は、本件土地を廃棄物の集積場にしようと企て、従業員である乙とともに、本件土地上に建設廃材や廃プラスチック類等の混合物からなる廃棄物約 8,606 立方メートルを高さ約 13.12 メートルに堆積させ、容易に原状回復をすることができないようにした。

【裁判所の判断の要旨】

- 1 A社は、本件土地を現実に支配管理することが困難な状態になったけれども、本件土地に対する占有を喪失していたとはいえない。
- 2 被告人らは、利用権限を超えて地上に大量の廃棄物を堆積させ、容易に原状回復をすることができないようにして本件土地の利用価値を喪失させたというべきである。
- 3 そうすると、被告人らは、A社の占有を排除して自己の支配下に移したものであるということができ、不動産侵奪罪の成立を認めた原判決の判断は相当である。

1 はじめに

本件は、不動産侵奪罪についての事例です。不動産侵奪罪ということばは、普段聞きなれないものと思いますので、簡単に説明します。

刑法 235 条の2は、「他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する」と規定しています。本罪は、不動産に対する窃盗行為を罰するもので、例えば、他人の土地を不法に占拠して、バラックなどを建てて住みつく場合がこれに当たります。本罪が成立するためには、①他人の占有する他人の不動産を②侵奪することが必要です。他人の不動産であっても他人の占有するものでなければ本罪の客体にはなりません。また、侵奪といえるためには、不動産上の他人の占有を排除して行為者または第三者の占有を設定しなければなりません。

以上を予備知識として、以下本事例を説明します。

2 占有

本件においては論点が2つあります。まず、A社に本件土地の占有があったかという点です。

この点弁護士は、本罪における侵奪の意義は、不動産に対する他人の事実上の占有を排除し、これに自己の事実上の支配を設定する行為を意味すると主張しました。A社には本件土地について事実上の占有はないのであるから、本罪は成立しないとの主張だと思われます。これに対し、本決定は、本件土地の所有者であるA社は、代表者が行方をくらまして事実上廃業状態となり、本件土地を現実に支配管理することが困難な状態になったけれども、本件土地に対する占有を喪失していたとはいえないとしてA社の占有を否定しませんでした。本件土地は、A社の代表者が夜逃げをしたことにより、A社が現実に支配管理することが困難な状態になったものです。しかし、この状態も債権者からの追及を免れるための一時的なものであり、占有の放棄とまでは言えないということを考慮して、本決定は、このような結論を出したものと思われます。

3 侵奪

2つ目の論点は、被告人らの行為が本件土地の「侵奪」に当たるといえるかです。

被告人らの取得した権利は、本件土地上の建物の賃借権及びこれに付随する本件土地の利用権を超えるものではないので、本件土地の利用権の範囲内の行為として認められるのは、地上建物への出入り、地上建物の周辺に資材を置く程度のことです。ところが、被告人らは、この利用権限を超えて、重量のある建築廃材等の廃棄物を大量に堆積させ、本件土地を容易に原状に回復することができないようにしました。これは、本件土地についてのA社の占有を排除して、被告人らの支配下に移したものといえます。このような点を捉えて、本決定は、被告人らの行為が「侵奪」に当たると解しました。

4 まとめ

言うまでもなく、今日、廃棄物の処理についていろいろな問題が生じています。廃棄物を処理する場所の確保もそのうちのひとつでしょう。場所を確保するに際しては、土地の利用権限（所有権や借地権など）を取得した上で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処分場設置の許可基準や廃棄物の保管基準に適合するようにしなければなりません。あわせて、住民らへの説明や配慮も求められるでしょう。当面は、こういった問題に取り組んでいかなければなりません。さらに、より根本的な取り組みとして、廃棄物の再生利用・有効利用や、耐久性の高い商品の開発・購入等も併せて行う必要があると思います。

(公害等調整委員会事務局主査 小暮 敏郎)